

2020年5月7日
日本証券業協会

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の期限延長を受けた
外務員資格試験会場の閉鎖期限延長について

去る5月4日、政府においては、これまで本年5月6日までとしてきた新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の期限を、本年5月31日（日）まで延長することとされました。

これを受け、本協会では、現在閉鎖している全都道府県の外務員資格試験会場の閉鎖期限について、下記のとおり取り扱うことといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 閉鎖期限

全都道府県の試験会場：2020年6月4日（木）まで

ただし、同宣言では、「緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、期間内であっても速やかに緊急事態を解除する」とされていることを踏まえ、早期に解除される都道府県については、随時試験会場を再開いたします。

2. 留意事項

閉鎖期限を経過した後でも、各会場の事情により個別に再開を見合わせる場合がありますのでご留意ください。会場へ向かう際には、必ず試験の実施会社であるプロメトリック（株）のウェブサイト (http://it.prometric-jp.com/news/news_index.asp) から開催状況をご確認ください。

以上